

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成26年4月24日

八戸市長 小林 眞

記

1 業務の概要

(1) 業務の名称

平成26年度 八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

- 1) 八戸駅前広場全体における課題点を整理
- 2) 八戸駅西口駅前広場における整備目標（役割・機能等）の検討
- 3) 八戸駅西口駅前広場整備計画（交通処理施設・動線・環境施設）の検討
- 4) 「（仮称）八戸駅前広場整備基本計画検討委員会」の運営支援
- 5) 八戸駅西口駅前広場整備における実現化方策（整備手法）の検討
- 6) 駅前広場整備基本計画の取りまとめ

詳細は、別紙「八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託 特記仕様書」のとおり

(3) 業務実施体制

単体企業を前提とするが、再委託の場合は再委託企業も同様の条件とする。ただし、主たる業務の再委託は認めない。

(4) 履行期限

平成27年3月25日(水)まで

(5) 提案限度価格

委託料の上限額は 18,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 参加資格

本業務委託の参加資格は次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 平成25年度及び平成26年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録部門に「都市計画及び地方計画」又は「建設環境」を有する者であること。
- (3) 当該委託業務に類似する業務を1年以上(平成26年4月1日現在)営んでいること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（第1項及び第2項各号）の規定に該当しない

こと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請している者でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) この公告の日から本業務委託契約時まで、八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条3号に該当することより、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、本市が行う事務事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (9) 平成16年4月1日以降に元請人又は共同企業体の構成員（代表者である者に限る）として、同種又は類似の業務実績を1件以上有していること。

- ・同種実績：駅前広場等の交通結節施設における整備にかかる基本計画の策定業務
- ・類似実績：駅前広場等の交通結節施設における整備にかかる基本設計、詳細設計等の業務
東北地方内で実施した業務実績を有している場合は、加点評価する。
ただし、いずれの場合も再委託による業務の実績を除く。

- (10) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

1) 共通事項

配置予定技術者は、企画提案書に記載された所属の企業に、公告日の3か月以上前から雇用されている者とする。

原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

管理技術者とは、別の者を担当技術者として配置することができる。

照査技術者は管理技術者および担当技術者を兼ねることはできない。

2) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

対 象：管理技術者及び照査技術者

平成16年4月1日以降に完了した業務の中から、管理技術者、又は担当技術者として(9)に示した同種業務、類似業務への従事経験を1件以上有する者でなければならない。

なお、担当技術者には特段の実績は求めないが、(9)に示した同種・類似業務に従事した実績がある場合は加点評価する。

3) 配置予定技術者の資格

管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する（登録した）者とする。

- ・技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画または建設環境）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画または建設環境）
- ・博士（工学）
- ・R C C M（都市計画及び地方計画）
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

なお、担当技術者には特段の資格は求めないが、前記資格のいずれかを有する場合、加点評価する。

4) 手持ち業務量

公示日現在の手持ち業務量（プロポーザル方式により特定後未契約のものを含む）は下記のとおりとす。

対 象：管理技術者及び担当技術者

業務量：全ての手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ業務件数が10件未満

※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者である業務で契約金額500万円以上の業務。

3 手続等

(1) 担当部署 郵便番号 031-8686

住 所 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

担 当 課 八戸市 都市整備部 都市政策課 都市計画グループ

電話番号 0178-43-2111（内線537）

E-mail toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

(2) プロポーザルに関する説明書等の交付資料、交付期間、交付場所及び資料請求

① 交付資料 ア 募集公告

イ プロポーザル実施要領（業務委託特記仕様書）

ウ 提出様式（様式1～14）

エ 案内図

オ 参考資料

② 交付期間 公告の日から平成26年5月19日（月）まで

受付は、午前8時15分から午後5時までとする。

③ 交付場所 (1)の担当部署

上記①の資料のうちアからエまでは、八戸市のホームページ内（トップ>政策・まちづくり>都市政策）から入手できる。

（URL <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9,69926,73,html>）

④ 資料配布 上記①のオは、必要に応じて配布依頼を行うことができる。

資料の配布依頼については、以下のとおりとす。

ア 配布場所 (1)の担当部署

イ 依頼方法 参考資料配布依頼書（様式-14）により依頼を行うものとする。

ウ その他 資料配布は、参考資料配布依頼書に明記された電子メールアドレス宛にファイルの送信を行う。

(3) 企画提案書作成に関する質問及び回答

① 受付期間 平成26年4月24日（木）～平成26年5月9日（金）午後5時まで

受付は、午前8時15分から午後5時までとする。

② 受付場所 (1)の担当部署

③ 提出方法 質問書は別添（様式-12）により、電子メール（通信確認を(1)の担当部署に電話により行うこと。）で行うものとする。

- ④ 回答方法 平成 26 年 5 月 14 日（水）までに、公募参加者全員に対して、質問時に明記された電子メールアドレス宛に回答する。

(4) 参加表明書、企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 26 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで
受付は、午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所 (1)の担当部署
- ③ 提出方法 下記提出書類を持参又は郵送するとともに、その作成データ(サイズ：5MB 以内/1 送信)を電子メールにて送信すること。(持参の場合、土日祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時まで、郵送の場合は配達証明付き書留郵便等とし、提出期限まで必着とします。)

4 プロポーザルの審査(選考)基準

(1) 企業の経験及び能力

- ① 資格要件
- ② 同種・類似業務実績

(2) 予定技術者の実施体制（技術職員の経験と能力）

- ① 管理技術者及び照査技術者、担当技術者の資格
- ② 管理技術者及び照査技術者、担当技術者の同種・類似業務実績

(3) 予定技術者の取り組み姿勢

- ① 取組意欲、コミュニケーション能力
- ② 地域精通度、地域連携内容

(4) 企画提案内容

- ② 業務の理解度
- ③ 実施方針、業務工程表の効率性、確実性
- ④ 特定テーマに対する企画提案の的確性、独創性及び実現性

(5) 参考見積価格

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。
- (2) 詳細は「平成 26 年度八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。

平成 26 年度

八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託に係る

公募型 プロポーザル実施要領

平成 26 年 4 月

八戸市 都市整備部 都市政策課

目次

八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託に係る公募型 プロポーザル実施要領	1
(別紙)八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託 特記仕様書	8
〔様式－1〕参加申込書	
〔様式－2〕企画提案書（企業の登録状況、資格別技術者数）	
〔様式－3〕企画提案書（会社の同種・類似業務、表彰実績、業務実施体制）	
〔様式－4〕企画提案書（管理技術者の同種・類似業務実績）	
〔様式－5〕企画提案書（照査技術者の同種・類似業務実績）	
〔様式－6〕企画提案書（担当技術者－1の同種・類似業務実績）	
〔様式－7〕企画提案書（担当技術者－2の同種・類似業務実績）	
〔様式－8〕企画提案書（担当技術者－3の同種・類似業務実績）	
〔様式－9〕企画提案書（企画提案 業務の実施方針）	
〔様式－10〕企画提案書（企画提案 特定テーマ①）	
〔様式－11〕企画提案書（企画提案 特定テーマ②）	
〔様式－12〕質問書	
〔様式－13〕プロポーザル参加辞退届	
〔様式－14〕参考資料配付依頼書	

八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の背景と目的

本業務は、現在暫定供用している八戸駅西口駅前広場の本格整備に向けた、具体的な整備計画について検討を行うものである。

西口駅前広場の将来計画（現計画）は、新幹線開業以前（平成12年）に将来利用者増を見込んで策定した計画であるため、あらためて、新幹線開業後の利用実績等の現状分析により実態に即した施設等の最適配置が必要となっている。

併せて、西口駅前広場の本格供用を契機に、現在の利用実態が東口に偏りが生じていることによる、交通問題等の解決のために、分担する施設の再配置等、利便性向上も盛り込んだ広場整備の基本計画を策定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

平成26年度 八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

- 1) 八戸駅前広場全体における課題点を整理
- 2) 八戸駅西口駅前広場における整備目標（役割・機能等）の検討
- 3) 八戸駅西口駅前広場整備計画（交通処理施設・動線・環境施設）の検討
- 4) 「（仮称）八戸駅前広場基本計画検討委員会」の運営支援
- 5) 八戸駅西口駅前広場整備における実現化方策（整備手法）の検討
- 6) 駅前広場整備基本計画の取りまとめ

詳細は、別紙「八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託 特記仕様書」のとおり

(3) 業務実施体制

単体企業を前提とするが、再委託の場合は再委託企業も同様の条件とする。ただし、主たる業務の再委託は認めない。

(4) 履行期限

平成27年3月25日(水)まで

(5) 提案限度価格

委託料の上限額は 18,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 参加資格

本業務委託の参加資格は次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 平成25年度及び平成26年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録部門に「都市計画及び地方計画」又は「建設環境」を有する者であること。
- (3) 当該委託業務に類似する業務を1年以上(平成26年4月1日現在)営んでいること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（第1項及び第2項各号）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請して

いる者でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) この公告の日から本業務委託契約時まで、八戸市建設業者等指名停止要領(平成16年6月1日実施)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条3号に該当することより、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、本市が行う事務事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (9) 平成16年4月1日以降に元請人又は共同企業体の構成員(代表者である者に限る)として、同種又は類似の業務実績を1件以上有していること。
- ・同種実績：駅前広場等の交通結節施設における整備にかかる基本計画の策定業務
 - ・類似実績：駅前広場等の交通結節施設における整備にかかる基本設計、詳細設計等の業務 東北地方内で実施した業務実績を有している場合は、加点評価する。
ただし、いずれの場合も再委託による業務の実績を除く。
- (10) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

1) 共通事項

配置予定技術者は、企画提案書に記載された所属の企業に、公告日の3か月以上前から雇用されている者とする。

原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

管理技術者とは、別の者を担当技術者として配置することができる。

照査技術者は管理技術者および担当技術者を兼ねることはできない。

2) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

対 象：管理技術者及び照査技術者

平成16年4月1日以降に完了した業務の中から、管理技術者、又は担当技術者として(9)に示した同種業務、類似業務への従事経験を1件以上有する者でなければならない。

なお、担当技術者には特段の実績は求めないが、(9)に示した同種・類似業務に従事した実績がある場合は加点評価する。

3) 配置予定技術者の資格

管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する(登録した)者とする。

- ・技術士(総合技術監理部門：都市及び地方計画または建設環境)
- ・技術士(建設部門：都市及び地方計画または建設環境)
- ・博士(工学)
- ・R C C M(都市計画及び地方計画)
- ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)

なお、担当技術者には特段の資格は求めないが、前記資格のいずれかを有する場合、加点評価する。

4) 手持ち業務量

公示日現在の手持ち業務量(プロポーザル方式により特定後未契約のものを含む)は下記のとおりとす。

対 象：管理技術者及び担当技術者

業務量：全ての手持ち業務の契約金額の合計が**4億円未満かつ業務件数が10件未満**

※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者である業務で**契約金額500万円以上**の業務。

○配置予定技術者の要件一覧

配置予定技術者	雇用関係	技術者変更	業務実績	資格	手持ち業務	兼務
管理技術者	企画提案 提出企業 における 3か月以上 の雇用関 係	業務期間内 の変更は 原則不可	同種・類似業務 過去10年に1件以上	有資格者	合計4億未満 10件未満	担当技術者 との兼務可
照査技術者			同種・類似業務 過去10年に1件以上	有資格者	—	兼務不可
担当技術者			求めない	求めない	合計4億未満 10件未満	管理技術者 との兼務可

※各項目における条件詳細は上記のとおり

4 事業者選定スケジュール（予定）

事業者選定に係るスケジュールについては、次のとおりを予定している。

手 続 等		日 程
1	プロポーザル公募開始日	平成26年4月24日（木）
2	公募受付期間	平成26年4月24日（木） ～平成26年5月19日（月）午後5時
3	質問の受付期限	平成26年5月 9日（金）午後5時
4	質問への回答日	平成26年5月14日（水）
5	企画提案（参加申込）書の提出期限	平成26年5月19日（月）午後5時
6	選考会・プレゼンテーション	平成26年5月23日（金）
7	選考結果通知日	平成26年6月 4日（水）
6	契約締結、業務開始	平成26年6月中旬

※ 日程については、本市の都合により変更する場合がある。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザル実施要領及び仕様について質問がある場合は、次のとおり質問を提出することができる。ただし、企画提案書の作成、提出に必要な事項および業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる内容など、本業務の実施に必要なないと判断される質問は受け付けない。

(1) 質問方法 質問内容を別紙様式（様式－1 2）へ簡潔に記入し、質問者の事業者名・担当者名・電子メールアドレス等を明記のうえ、下記担当部署に電子メールにて提出すること。
(電子メール以外での質問は受け付けません。また、通信確認を担当部署に電話により行うこと。)

(2) 担当部署 八戸市 都市整備部 都市政策課 都市計画グループ
電子メールアドレス：toshisei@city.hachinohe.aomori.jp
電 話：0178-43-2111（内線537）

- (3) 質問期限 平成26年5月 9日（金）午後 5 時必着
 (4) 回答方法 平成26年5月14日（水）までに、公募参加者全員に対して、質問時に明記された電子メールアドレス宛に回答する。（※原則、再質問は受け付けません。）

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- (1) 提出期限 平成26年5月19日（月）午後5時必着
 (2) 提出方法 下記提出書類を持参又は郵送とするとともに、その作成データ(サイズ：5MB以内/1送信)を電子メールにて送信すること。(持参の場合、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時まで、郵送の場合は配達証明付き書留郵便等とし、提出期限まで必着とします。)
 (3) 提出書類及び部数
 ① 参加申込書 1部
 ② 企画提案書 正本1部、副本（すべて写し）5部
 ③ 参考見積書 1部

(4) 提出書類の留意点等

提出書類	留意点等
① 参加申込書	書類提出後、やむを得ない理由が生じたことなどにより参加を辞退する場合は、速やかに担当者へ申し出ること。その際は、文書（様式－13）を持参および郵送（書留郵便等により配達確認を行う）すること。
② 企画提案書	別紙様式(様式－2～11)の構成等により作成すること。作成における注意事項は、 3 参加資格 に示す内容及び様式に記載のとおりとする。 ・企画提案を求めるテーマは以下に示すとおり ①駅前広場整備における留意点 ②八戸駅周辺地区における交通結節機能の再構築方策 本業務における同種業務および類似業務の定義は、 3 参加資格 (9)に示すとおり。いずれも平成16年4月1日以降に完成した業務(再委託による業務の実績は除く。)とする。 <u>東北地方内</u> で実施した業務を有する場合は優先して記載すること。
③ 参考見積書	表紙、内訳書（任意様式）は、個別業務ごとに積算内訳（根拠）を明示すること。委託契約の締結時には、あらためて見積合わせを行うので、過不足無く積算すること。なお、積算金額から <u>消費税は除くこと</u> 。

(5) 提出先

住 所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1
 担当部署：八戸市 都市整備部 都市政策課 都市計画グループ
 電 話：0178-43-2111（内線537）
 電子メールアドレス：toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

(6) その他

- ① 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

- ② 1 事業者につき 1 提案とし、複数提案は禁止する。
- ③ 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え、又は再提出は認めない。
- ④ 本企画提案に係る一切の費用については、全て各提案者の負担とする。
- ⑤ 以下のいずれかに該当する場合、提案書の無効、失格となることがありますのでご注意ください。
 - ・定められた日時及び場所に提出されなかった場合
 - ・虚偽の記載があった場合
 - ・受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - ・本要領に示す記載内容に従わない場合
 - ・本要領 3. に定める参加資格要件を満たさない者が提出した場合
 - ・**見積金額が提案上限額を超過した場合**
- ⑥ 提出された企画提案書等全ての書類は返却しない。
- ⑦ 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。
ただし、主催者は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存等を行う。
- ⑧ 特定(評価最上位者)された企画提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての主催者の説明責任を果たすべく趣旨から、当業務の契約締結後にその内容を市ホームページに公開するものとする。

7 審査(選考)の実施方針

(1) 選考会

選考は、有識者、本市職員により構成される「八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル選考会」(以下「選考会」という。)において実施します。

(2) 審査及び評価の流れ

本業務の遂行にもっとも適した企画提案者の特定は、以下のプロポーザル方式によるものとする。

1) 企画提案書の確認

参加者から提出された企画提案書、参考資料等により参加資格の確認を行う。

2) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

選考会による審査の過程において、次のとおり提案者によるプレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

①日 時 平成26年5月23日(金)(予定)(詳細日程は、提案者に別途通知します。)

②場 所 八戸市役所内会議室

③方 法 ア 1 提案者につきプレゼンテーションを20分以内。(ヒアリングは10分程度)
 なお、パソコンを用いる場合は、パソコンおよびプロジェクタは提案者が持参し、説明する準備を整えておくこと。(スクリーンは市が用意する)
 イ 説明資料は事前に提出した資料のみとする。(追加資料は認めない)
 ウ 出席者は、管理技術者とする。また、担当者2名の同席を認める。

3) 提案書の審査及び特定

選考会では、事前提出資料、ヒアリング内容を踏まえて、あらかじめ定められた(4)に示す

審査(選考)基準に基づき公正な採点を行い、一定の評点を得た企画提案者のうち、最も評点の高い者を最優秀提案者として選定し、契約候補者として特定する。(※審査は非公開とする。)

なお、最も評点の高い者が複数の場合は、参考見積額が低い者を契約候補者に特定する。

ただし、評価点の合計が最高設定数値の7割を下回る者は最優秀者及び優秀者として選考しない。最優秀者に該当する者がいない場合は、原則として再募集するものとする。

(3) 選考結果の通知

審査終了後、選考結果はすべての提出者に平成26年6月4日(水)までに文書及び企画提案書に明記された電子メールアドレス宛に通知する。

(4) 審査(選考)基準、得点構成

審査内容は主に次の項目(A~I)である。

評価対象		評価項目			得点構成	
企業の経験及び能力	参加表明者(企業)	A	資格要件	技術部門登録	3	25%
		B	専門技術力	同種又は類似の業務実績、表彰実績	7	
予定技術者実施体制	予定技術者(管理、照査、担当)	C	資格要件	保有資格	3	
		D	業務実績	同種又は類似の業務実績、表彰実績	12	
予定技術者の取り組み姿勢等		E	取り組み意欲、コミュニケーション能力		10	70%
		F	地域精通度・地域連携内容		5	
企画提案の内容		G	実施方針、業務工程表の効率性、確実性		25	
		H	特定テーマ①	調査・実証内容の整合性	30	
		H	特定テーマ②	企画提案の的確性、実現性、独創性		
参考見積価格		I	見積金額の妥当性、効率性		5	

なお、基本計画の内容にさらに向上できる点、及び改善すべき点等があれば、それらの提案を妨げるものではない。

(5) 非選定及び非特定理由の説明に関する事項

上記(3)において、非選定通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、非選定理由について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。(電子メールは不可。)書面は持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)することにより、非選定理由について説明を求めることが出来る。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

参加要件不適合の説明書請求の受付場所および受付時間は6の提出先および時間に同じ。

8 契約

(1) 見積徴収の相手先として特定

選考結果に基づき選定された最優秀提案者を契約相手方とし、当業務委託契約に係る随意契約の見積徴収の相手先として特定するとともに、企画提案書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的な履行条件など詳細について協議と調整(以下、「交渉」という。)を実施するものとする。

なお、交渉の結果、合意に至らない場合は、次点順位者を契約候補者として契約締結に向けて交

渉を行う。

(2) 契約の締結

契約に向けた交渉の結果、合意に至った場合は、随意契約により契約を締結します。

(3) 契約の変更について

本業務は、公募型プロポーザル方式で契約するものであり、受託者が企画提案の段階において本業務内で想定するリスク（履行期間内における業務費の増加等）を洗い出し、その性質を把握することを求めるため、発注者から変更指示をした場合、又は発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合（自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

9 関係図書の入手方法及び参考資料の配布について

(1) 関係図書の入手方法

当プロポーザルに係る関係図書は、八戸市のホームページ内（トップ＞政策・まちづくり＞都市政策）から入手できる。

（ホームページアドレス（URL） <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9,69926,73,html>）

(2) 参考資料の配布

参加希望者は、必要に応じ事前申請（様式－14）により参考資料の配布を請求することができる。入手した資料、提供した情報（口頭によるものを含む）は、本事業の企画提案書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないこと。また、配布資料の内容については守秘義務を負うものとする。

なお、配布されたものは企画提案書提出後、速やかに破棄すること。

10 その他

本業務により作成された成果物等にかかる著作権は全て八戸市に帰属します。

(別紙)

平成26年度 八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託 特記仕様書

1 委託業務の名称

平成26年度 八戸駅前広場整備基本計画策定業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、現在暫定供用している八戸駅西口駅前広場の本格整備に向けた、具体的な整備計画について検討を行うものである。

西口駅前広場の将来計画（現計画）は、新幹線開業以前（平成12年）に将来利用者増を見込んで策定した計画であるため、新幹線開業後の利用実績等の現状分析により実態に即した施設等の最適配置が必要となっている。

併せて、西口駅前広場の本格供用を契機に、現在の利用実態が東口に偏りが生じていることによる、交通問題等の解決のために、分担する施設の再配置等、利便性向上も盛り込んだ広場整備の基本計画を策定することを目的とする。

3 業務対象区域

本業務の対象区域は、八戸駅西口駅前広場：約10,700 m²と併せ、八戸駅東口駅前広場：約9,000 m²の機能改善も検討対象とする。

※八戸駅西口駅前広場 約 6,400 m²暫定供用中（平成14年 整備）

※八戸駅東口駅前広場 約 9,000 m²供用中（平成3年 整備、平成14年 一部改良）

4 業務内容検討

駅前広場整備基本計画の策定に関する検討内容の構成は以下に示すとおりである。また、下記の検討内容や委員会における結果等について、最終的に報告書としてとりまとめを行うこと。

1) 現況と課題の整理

八戸駅西口駅前広場における関連計画等を踏まえた上で、本業務の履行に必要な問題点（東口駅前広場における問題も含む）等を抽出し、駅前広場全体における課題点を整理する。

2) 基礎調査

1) の現況状況把握を補完するために、八戸駅周辺における平・休日時間帯別の交通量調査、簡易的な端末交通手段（駅利用者に対するヒアリング等）調査を行う。

3) 整備目標（役割・機能等）の検討

平成13年度に都市計画決定し、位置づけした駅前広場における機能と比較し、現状の使用形態に即した需要分析を行い、西口駅前広場に必要施設・機能等の配置方針（東口駅前広場の機能改良、西口において補完・連携できる施設含む）を取りまとめる。

4) 整備計画（交通処理施設・動線・交差点計画・環境施設）の検討

八戸駅西口駅前広場内の交通処理施設を接続する交差点との関係を考慮した動線の検討（東口駅前広場内の再検討も含む）を行う。また、駅前広場内に配置する駐輪場、駐車場等の整備方針など、駅施設として必要な機能を把握するための検討を行い、計画素案を提案する。

5) 検討委員会の運営支援

計画内容の具体的検討にあたり、業務期間内に別途、市が設置予定の学識経験者、公共交通事業者、駅周辺地区代表者、関係行政機関の職員等により構成される「（仮称）八戸駅前広場整備基本計画検討委員会」を実施する。

検討委員会による整備計画の検討過程においては、委員会における意見を反映し、計画案の検討・調整を図り、それらの開催に係る資料作成および意見整理等、会議の運営補助（議事録作成等を含む。）を行う。

- ・委員会開催：3回程度

（※市は委員の決定、日程調整、日程の確保、委員会の主催、委員への報酬金支払いの他、受注者の提案・資料原案事項の決定を行う）

6) 実現化方策（整備手法）の検討

委員会での検討結果を受け、西口駅前広場の具体的な整備手法と併せて、東口駅前広場の機能改善にむけた整備手法の検討を行う。

7) 駅前広場整備基本計画の取りまとめ

上記1)～6)により得られた考え方や、優先される駅前広場の整備内容について基本計画として取りまとめる。

なお、駅前広場の具体的な整備内容を予め、検討委員（関係者）等に説明するための整備概要図（イメージパース等）を作成する。

8) 計画図の作成、概算工事費の算定

5 事務手続き・成果品

1) 打合せ協議等

- ・業務にかかる打ち合わせ 回数：3回（当初、中間、最終）
- ・検討委員会開催にかかる打ち合わせ 回数：3回程度

（※上記業務にかかる人員に対する交通費等、直接経費も計上すること）

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り（1回程度）及び業務完了時等において、打合せ協議を実施するものとする。業務の着手時、業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

2) 成果品

- ・報告書 一式（10部）
- ・報告書等にかかる原稿データファイル 一式
- ・計画図 一式
- ・パース（いずれもA2×1またはA3×2）等

6 参考資料

- ・平成12年度 八戸駅西口駅前広場計画検討（比較検討用参考資料）